

(2026年5月25日発表)

6月1日 人権擁護委員による人権相談活動および啓発活動の実施

6月1日の「人権擁護委員の日」にあわせて、静岡市と人権擁護委員が、人権擁護委員制度の周知と人権尊重意識の向上を目的として、6月1日(月)に人権相談活動および啓発活動を実施します。

【趣旨・背景】

- ・人権擁護委員は、法務大臣から委嘱を受けて活動する民間ボランティアです。静岡市では、現在40名の委員が在籍しています。委員は、法務局職員と連携して、人権相談を行うとともに、人権教室や講演会など地域に密着した啓発活動に取り組んでいます。
- ・こうした活動の一環として、毎年6月1日の「人権擁護委員の日」に、人権相談活動および啓発活動を実施しています。
- ・当日の啓発活動には、人権イメージキャラクターである「人KENまもる君」と「人KENあゆみちゃん」も参加します。

【日時・会場】

2026年6月1日(月曜日) 静岡市役所静岡庁舎 青葉通り側出入口(葵区追手町5番1号)

①人権相談活動:10時から16時まで

②啓発活動:11時から11時30分まで、13時30分から14時まで

【実施概要】

①人権相談活動

- ・差別やいじめ、ハラスメント、名誉毀損、プライバシーの侵害など、「これは人権の問題なのだろうか」と感じる出来事について、人権擁護委員が相談をお受けします。
- ・相談は無料で、事前の申込みは不要です。
相談例:外国人であることを理由にサービスを断られた
性自認や性的指向等に関する差別を受けた など

②啓発活動

- ・人権擁護委員制度の普及啓発を目的として、ポケットティッシュなどの啓発グッズを配布します。

【取材について】

- ・「①人権相談活動」を取材いただける場合は、取材当日で構いませんので、下記問い合わせ先までご連絡ください。
- ・「②啓発活動」の取材については、事前の連絡不要です。当日、会場までお越しください。

【問い合わせ先】

観光文化・市民局 社会的包摂推進課(静岡庁舎15階)

担当:阪東・平松、電話:054-221-1349